

○航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示

平成九年五月一日  
運輸省告示第二百三十九号

改正

同	平成一年一月二八日運輸省告示第八二六号
同	同 一四年 三月二九日国土交通省告示第二五三号
同	同 一九年 三月三〇日同 第四三四号
同	同 二二年 六月三〇日同 第七〇六号
同	同 二四年 三月三〇日同 第三七三号
同	同 二五年 三月二九日同 第三二二号
同	同 二六年 三月二八日同 四〇二号
同	同 二七年 三月三〇日同 四五〇号
同	同 二八年 三月三〇日同 五四四号
同	同 二九年 三月三〇日同 二六一号
同	同 三〇年 三月二九日同 五一五号
同	同 三一年 三月二八日同 四四六号

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示を次のように定める。

航行援助施設利用料に関する告示の特例に関する告示

一 航行援助施設利用料に関する告示（昭和四十六年運輸省告示第二百三十八号。以下「航援料告示」という。）二(一)イ(a)に規定する航空機（二(一)イ(a)ただし書きに規定するものを除く。）又は二(一)イ(b)若しくは二(二)に規定する航空機であつて、沖縄島に所在する空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港その他の飛行場（以下「空港等」という。）に着陸するもの又は直前に当該空港等を離陸したもの（いずれも国際航空に従事するものに限る。）のうち、他人の需要に応じ、有償で貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成二十二年七月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、航援料

告示二(一)又は二(二)の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(一) ターボジェット発動機を装備する航空機のうち、航援料告示二(一)イ(a)又は二(一)イ(b)に規定するものにあつてはこれらの規定により計算して得た金額に、航援料告示二(二)に規定するものにあつては同規定に規定する金額にそれぞれ六分の一を乗じた金額とする。

(二) ターボジェット発動機を装備していない航空機のうち、航援料告示二(一)イ(a)又は二(一)イ(b)に規定するものにあつてはこれらの規定により計算して得た金額に八分の一を乗じた金額とし、航援料告示二(二)に規定するものにあつては同規定に規定する金額に十六分の一を乗じた金額とする。

二 航援料告示二(三)イに規定する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客又は貨物の運送を行うものについての航行援助施設利用料の額は、平成九年七月一日から平成三十二年三月三十一日までの間、同規定にかかわらず、同規定により計算して得た金額に四分の一を乗じた金額とする。

#### 附 則

この告示は、平成九年七月一日から施行する。

**附 則** (平成十一年一月二八日運輸省告示第八二六号)

この告示は、平成十二年二月一日から施行する。

**附 則** (平成十四年三月二九日国土交通省告示第二五三号)

この告示は、平成十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成十九年三月三〇日国土交通省告示第四三四号)

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二十二年六月三〇日国土交通省告示第七〇六号)

この告示は、平成二十二年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二十四年三月三〇日国土交通省告示第三七二号)

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二五年三月二九日国土交通省告示第三二二号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二六年三月二八日国土交通省告示第四〇二号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二七年三月三〇日国土交通省告示第四五〇号）

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二八年三月三〇日国土交通省告示第五四四号）

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

**附 則**（平成二九年三月三〇日国土交通省告示第二六一号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三〇年三月二九日国土交通省告示第五一五号）

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

**附 則**（平成三一年三月二八日国土交通省告示第四四六号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。